

[事案 30-96] 遡及解約請求

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

解約返戻率が最も高額であった時点で、保険会社から解約が案内されなかったことを不服として、遡っての解約等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 1 月に代理店を通じて契約した遡増定期保険について、以下の理由により、平成 25 年に遡って解約し、解約返戻金を支払ってほしい。または、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険会社は、契約者が一番有利な時期で解約ができるように情報提供する必要があるが、契約内容通知文書が年 1 回送付される以外にアフターフォローはなかった。
- (2) 契約目的は、法人の利益繰延のみであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約に際して、解約返戻金の推移が記載されている設計書で説明している。また、保険証券にも解約返戻金の推移が記載されている。
- (2) 本契約は生命保険であり、申立人は契約期間中に死亡保障を受けていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および契約後の状況等を把握するため、申立人の取締役に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が契約者に対して（契約者の主張する）一番有利な時期での解約を案内する義務があるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。